

時津中央第2土地区画整理事業だより NO.11

発行：時津町 建設部 都市計画課（区画整理係）

TEL (095) 882-2211 / FAX (095) 882-9293

E-mail : tokei@town.togitsu.nagasaki.jp

【現在の状況】

公共用地の先行取得実施中

減歩率の緩和を図るため、平成16年度から買い取り申出書を提出された方々から、随時公共用地の先行取得を行っています。昨年から現在までに14名、28件の申し出がございましたが、ご相談の結果、10件約1,800平方メートルの土地を公共用地として取得することができました。ご協力いただいた方々には感謝申し上げます。

なお、今後も引き続き先行取得を行い、本年中には完了したいと考えております。今後ともご協力をお願いいたします。

また、本年度予定いたしております土地区画整理審議会委員の選挙及び換地設計について準備を進めているところでございます。

権利関係の申告は、お済みですか。

土地区画整理審議会の設置

委員の選挙を行
わなければなり
ません。

★ 事業を施行する場合、土地区画整理審議会を置き、換地計画、仮換地の指定などについて審議会の同意を得なければなりません。

審議会委員選挙の実施

選挙人名簿の作
成が必要となり
ます。

★ 審議会委員は、施行区域内の権利者の中から選挙された者と選挙によらず施行規定で定める学識経験者で構成されます。

次 頁

委員の選挙で、投票（選挙権）及び立候補（被選挙権）できる方は、下記のとおりです。

- ① 施行地区内に土地を持っている方
- ② 借地されている方（借地権者）

下記のような場合に「権利の申告」が必要となります。

●未登記の借地権をお持ちの方の場合

Q：どういう人が対象となりますか？

A：例えば「土地の所有者がAさんの名義で、その土地の上にある建築物がBさんの名義である。」などが該当すると思われます。

Q：なぜ借地権の申告が必要なのですか。

A－①：土地区画整理審議会委員の選挙権・被選挙権を行使することができます。
A－②：仮換地指定等の際に適切な配慮がなされます。

Q：届出の方法は？

A：所有権以外の権利で登記のないものについては、土地の所有者と当該権利を有する者（借地権者）と連署して、施行者（町）に申告します。
土地所有者の連署が得られない場合は、当該権利を証する書類を添えて申告します。

※ 申告期限は、選挙日程などが決定していないため、現時点では定めていません。

●相続登記をされていない方の場合

選挙権及び被選挙権は相続人が行使することができますが、相続人が2人以上おられる時は、相続人の中から代表者1名を選任していただく必要があります。

●共有地をお持ちの方の場合

土地を共有されている方も、共有されている皆様の中で決めていただいた代表者が選挙権及び被選挙権を行使することができます。（代表者選任の通知が必要です。）

※ 上記に該当する方は、早めに申告をしてください。また、ご不明な点等ございましたら、お気軽にお電話ください。